

特定非営利活動法人「昭和の日ネットワーク」 設立趣旨書

去る平成17年5月20日、法律第43号として祝日法が改正され、あらたに4月29日は「昭和の日」として決定した。

その法律の趣旨には「激動の日々を経て、復興を遂げた昭和の時代を顧み、国の将来に思いをいたす」とある。

この法律の制定を受け、かつて「昭和の日」推進国民ネットワークとして平成5年以来、12年にわたり民間において啓蒙活動を続けてきた同組織は、その目的を達し平成17年7月をもって解散した。

しかし、あらたに制定された「昭和の日」という祝日を、国民それぞれがお祝いするためには、政府や関係機関が実施するであろう諸行事を、民間の側から支えることが求められる。

と同時に、議員立法という法律制定の経緯にかんがみ、民間の側から、そのお祝いの諸行事を主導し、幅広く「昭和の日」の意義につき啓蒙してゆく必要もまた認められる。

以上のような理解と認識に基づき、平成19年度以降、毎年巡り来る「昭和の日」をお祝いし、かつ国民に広くその意義を啓蒙し、昭和の歴史や文化を通しての社会教育増進や学術・文化の振興等に寄与することが必要である。そのためにここに特定非営利活動法人「昭和の日ネットワーク」を設立するものである。

平成17年 12月 21日

代表者 住所又は居所
富山県富山市太郎丸本町一丁目4番地18

氏名 中尾 哲雄 印